■『耐震診断事業』補助の流れ

申請者で行っていただく内容	補助金交付申請等の手続き	市（建築課）での処理

1.事前相談
補助対象となる住宅であるか確認しますので、建物の概要（所在地・建築年等）が確認できる書類を準備いただき、事前に市（建築課）に相談してください。

2.耐震診断を行う建築士の選定
耐震診断を依頼する建築士を選定し、診断費用のの見積りを依頼して下さい。
※ 診断者は「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」等を参考にして下さい。

3.補助金交付申請
申請書及び添付書類を市（建築課）に提出してください。
必ず、耐震診断を行う前に申請してください。

【申請書】
「補助金交付申請書（様式第1号）」
【添付書類】
（1）当該住宅の付近見取図、平面図
（2）所有者及び建築（又は着手）年月日がわかるもの（登記事項証明書等）
（3）見積書等の写し
（4）耐震改修等計画書（様式第1号別紙1）
（5）補助金申請額の計算表（様式第1号別紙2）
（6）当該住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類（納税証明書）
（7）その他市長が必要と認める書類

4.補助金交付決定通知書の送付
申請内容を確認し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

5.耐震診断業務の契約
耐震診断を行う建築士と契約書等の必要な書類を取り交します。

6.耐震診断の実施

7.耐震診断代金の支払い
耐震診断が完了し、診断結果の内容の説明を受けたら、契約に基づき建築士に報酬を支払い、領収書を受け取ります。

8.完了実績報告書の提出
耐震診断が完了したら、すみやかに完了実績報告書を提出してください。

【報告書】
「完了実績報告書（様式第5号）」
【添付書類】
（1）耐震診断結果報告書の写し
（2）耐震診断に係る契約書の写し
（3）耐震診断に要した費用の領収書の写し
（4）その他市長が必要と認める書類

9.補助金確定通知の送付
完了実績報告書の内容を確認し、補助金の交付が確定しましたら、「補助金等確定通知書」を送付します。

10.補助金の請求
「補助金等交付請求書（様式第7号）」を提出してください。

11.補助金の振込み
請求書を提出いただきましたら、補助金を申請者の指定口座へ振込みます。